

公布された規則のあらまし

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第三五号）

- 1 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。
- 2 この規則は、平成二三年五月二八日から施行することとした。
佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三六号）
 - 1 知事の権限に属する事務のうち、防災に関する事務について、佐賀県本部設置条例により設置された本部を指揮監督するため防災監を置き、知事が指名する副知事をもって充てることとした。（第一条の二関係）
 - 2 国民保護・防災監の職名を国民保護・防災対策監に改めることとした。（第二一条関係）
- 3 この規則は、平成二三年五月二八日から施行することとした。